

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 沖縄復帰に伴う特別措置法案(1)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43546

法務省

1. 刑事罰則
2. 民事過料
3. 外国人弁護士

8/17 米領事館宛
返す (答)

秘
照 期 限

米領事館 法令課	福部 参事官 条約課長 法務課長	アメリカ局長 参事官 北米第一課長 B.
「米領の過料に関する経過措置について」の 回答。		
46.8.7		
米北一(三田村)		
今般 対米新の標記の要望書(別添参照)が送付され たが、当省においては、該法序が自らので、初旨回答		
するべき した。		

秘

事務連絡

46. 8. 6

各府庁 沖縄担当官殿

沖縄 北方対策庁
調整部 司法法務担当参事
(581-1639)

民事の過料に関する経過措置に
ついて

標記については、目下法務省民事局において包括規定を立案中であり、その要旨は、

(復帰前の行儀については)
復帰前 沖縄に先行された過料(裁判所または裁判官が科するものに限り。)に関する規定は、政令で定めるものを除き、なおその効力を有するものとする。

と相見込みです。つきましては、この規定の立案作業上必要がありますので、貴府庁の折管に関する沖縄の法令中に、復帰前の行儀において復帰後過料を科すことが相当であるものに、あられましたら、至急 沖縄・北方対策庁の司法法務担当まで

御連絡下さい。 8月14日(土)までにお知らせ下さるようお願いいたします。

アメリカ局長
参事官休職
北米第一課長
別添第1号
別添第2号

アメリカ局長
参事官休職
北米第一課長
別添第1号
別添第2号

ト
石
中
申
出

外国人弁護士に関する特例措置

46.8.17
米北一

法務省司法法制調査部(石川参事官)
より、沖縄の復帰に伴う特例措置法案の送

込をへるが、別添の標記措置案文につ
いては、すでに法制局の審議を済ませたもの

であるが、意見等あれば承知いたし旨要請
越したので、回覧に供します。

(在特例措置は、復帰後の在沖外資企業等の
取扱に關する外務大臣官舎中、弁護士に關
の言及も受領とられるもの。)

事務局へ一部送付済み

なお、最言、裁の承認人の提出書類も他については取寄る裁判所規則で定め
たが、その申請手続等については官報で告示されることになる

沖繩復帰に伴う

特別措置法
(外国人弁護士に関する特別措置)

第 条 沖繩の弁護士法附則第五条の規定による外国人弁護士で

昭和四十六年一月一日以降引き続き沖繩においてその業務に従事

している者は、最高裁判所の承認を受けて、外国法に関し、弁護

士法第三条に規定する事務を行なうことができる。

2 最高裁判所は、前項の承認をする場合には、選考をすることができる。

3 第一項の規定により弁護士法第三条に規定する事務を行なう者

は、沖繩県の地域内に事務所を設けなければならない。

4 弁護士法第一条、第二条、第二十条第三項、第二十三条から第二十九条まで、第七十六条及び第七十七条(第二十七条及び第二

十八条に係る部分に限る。)の規定は、第一項の規定により弁護士法に規定する事務を行なう者について準用する。この場合において、同法第二十五条第四号中「公務員として」とあるのは、「公務員として、又は復帰前の沖繩において公務員として」と、同条第五号中「仲裁手続により」とあるのは、「仲裁手続により、又は復帰前の沖繩において仲裁手続により」と読み替えるものとする。

5 最高裁判所は、必要と認める場合には、第一項の承認を取り消すことができる。

6 最高裁判所が第一項の承認をし、又はこれを取り消す場合には、日本弁護士連合会の意見をきかなければならない。

試験? 試験? 試験? 試験? 試験?

7 復帰の際現に沖縄の法令の規定による外国人弁護士である者は、
復帰の日から起算して二月に限り、第一項の承認を受けなくても、
同項の規定する事務を行なうことができる。

(参考)

外国人弁護士に関する特例措置(法案)

1. 法案1項について

「昭和46年1月1日以降」は、特別の事情を
き限り愛知書簡に合わせて「昭和46年1月1日

前から」とすべきものと考えられるので、ヒリあえず、
この点を法務省法制調査部に申し入れ、先方検

討を約した。

2. 最高裁による選考(法案2項)について

最高裁が承認をすることにあって「選考」をする
ことかあるという点については、愛知書簡では解決

していないが、本土における外国人弁護士に係る承
認の場合と同様の選考がありうることを交渉中

米側に申し入れがあり、先方へこの点を了解している。

法務省に照会したところ、本土の場合に行なつた

「選考」は、経厂に関する書類選考と面接である。

たが、今回も同称とするとのことであった。

(注) 本土の場合の関係規定は、昭和30年に削除
された弁護士法7条(別添)である。

同条1項は、外国人に日本人弁護士と全く同
称の業務を認めるものがあり、2項は、「外国人

又は外国法」に關し業務を認めるものである。

同条3項は、これらの規定を受け、最高裁は、
前2項の承認を有する場合には、「試験又は選

考」をするところかできるものとしている。現実
には、1項については「試験」をし、2項につい

ては「選考」をした由である。(本土の外人弁
護士は、殆ど2項の弁護士。)

46.8.21 柳井

本林本

最新版

1/10 増訂

(外国人弁護士に関する特例措置)

法務第三条 沖繩の弁護士法(千九百六十七年立法第三百三十九号)

附則第五条の規定による外国人弁護士で昭和四十六年一月一日以降引き続き沖繩においてその業務に従事している者は、最高裁判所の承認を受けて、外国法に關し、弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第三条に規定する事務を行なうことができる。

2 最高裁判所は、前項の承認をする場合には、選考をすることができる。

3 第一項の規定により弁護士法第三条に規定する事務を行なう者は、沖繩県の地域内に事務所を設けなければならない。

4 弁護士法第一条、第二条、第二十条第三項、第二十三条から第

二十九条まで、第七十六条及び第七十七条(第二十七条及び第二十八条に係る部分に限る。)の規定は、第一項の規定により同項に規定する事務を行なう者(第八項の規定により第一項に規定する事務を行なう者を含む。)について準用する。この場合において、同法第二十五条第五号中「仲裁手続により」とあるのは、「仲裁手続により、又は沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第 号)の施行前の沖繩において仲裁手続により」と読み替えるものとする。

5 沖繩の法令の規定による外国人弁護士であつた者は、この法律の施行前にその職務上知り得た秘密を保持する権利を有し、義務を負う。ただし、法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

い。

6 最高裁判所は、必要と認める場合には、第一項の承認を取り消すことができる。

7 最高裁判所が第一項の承認をし、又はこれを取り消す場合には、日本弁護士連合会の意見をきかなければならない。

8 この法律の施行の際現に沖縄の法令の規定による外国人弁護士である者は、この法律の施行の日から起算して二月に限り、第一項の承認を受けなくても、同項に規定する事務を行なうことができる。

出廷する事例は、少なくとも最近数年間においては皆無であり、七、八年前に外国人を当事者とする家事事件について、外国人弁護士が代理人として那覇家裁コザ支部に出廷した事例が一件あったという報告がある。主として外資導入等の手続の代行および外国商社間の契約事務の代理を行なっている。もつとも米民政府裁判所の事件における訴訟代理人となり、あるいは軍事裁判における弁護士となる例はあるようである。

(注)

昭和三〇年法律第一五五号による改正前の弁護士法

(外国の弁護士となる資格を有する者の特例)

第七条 外国の弁護士となる資格を有し、且つ、日

(別添)

本国の法律につき相当の知識を有する者は、最高裁判所の承認を受けて、第三条に規定する事務を行ふことができる。但し、前条に掲げる者についてはこの限りでない。

- 1 外国の弁護士となる資格を有する者は、最高裁判所の承認を受けて、外国人又は外国法に関し、第三条に規定する事務を行ふことができる。但し、前条に掲げる者については、この限りでない。
- 2 最高裁判所は、前二項の承認をする場合には、試験又は選考をすることができる。
- 3 第一項又は第二項の承認を受けた者には、第一

条、第二条、第二十條第三項及び第二十三條乃至第二十九條の規定を準用する。

5 最高裁判所は、必要と認める場合には、第一項又は第三項の承認を取り消すことができる。

6 最高裁判所が第一項又は第二項の承認をし、又はこれを取り消す場合には、日本弁護士連合会の意見をきかなければならない。

なお、右の規定は昭和三〇年法律第一五五号により削除されたが、同法の施行の際（同年八月一日）現に最高裁判所の承認を受けている者については、なお従前の例によることとされた。

200-
官房総務参事官
法務部

200-
条約課長
法規課長

200-
旅券課(在留) 鶴野氏
安全保障課長

アメリカ局長
参事官
北米才一課長

秘
照 期 限

沖縄の後帰に伴う刑事罰則に関する
経過措置について

46. 8. 25
北米才一課

持策片調整部(棚町司法法務担当参事官)より、
法務省刑事局吉田参事官より別添の沖縄後帰に

伴う特別措置に関する法律及び同法律施行令才
4次案を関係各者に提示方依頼があった趣を

つて当課に同案を送付越したので、別添案を
御検討願います。

秘

事務連絡

46.8.11

各道庁 沖繩担当官 殿

沖繩 北方対策庁 調整部
司法法務担当参事官 棚町祥吉
(581-1639)

沖繩の復帰に伴う刑事罰則に関する経過措置について

標記については、先日各道庁の担当官にご参集いたたき、法務省刑事局の吉田参事官より案案についての説明がありましたが、このたびが同局より別紙の資料案を各道庁にお示しするよう要請がありましたので、送付します。

なお、法律案第1条第5項に規定してあるもの以外で、復帰後の行爲について沖繩法令で処罰する必要があるものについては、別途各道庁において、法務省刑事局との協議のうえ立案していただくこととなります。復帰後の行爲について沖繩法令で処罰する場合には、刑法総則は、本土法のそれが適用されることとなります。

輸出入罪については、第1条第5項のたがな規定に落着く見込みです。
法律案第1条については、秘密保持につきご配慮下さい。

総 理 府

B-1 大原155コラド-194 (100枚天のり)

大原



(刑事関係)

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する
法律及び同法律施行令(第四次案)

(四六・八・三)

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（案）

（罰則に関する経過措置）

第一条 復帰前の行為については、復帰の際沖縄に適用されていた刑罰に関する規定（復帰の際沖縄に適用されていた刑事関係法令の規定のうち裁判所又は裁判官が科する過料又は監置に関するものを含む。以下この項及び第三条第一項において同じ。）は、政令で定めるものを除き、なおその効力を有する。この場合において、当該刑罰に関する規定に定める罰金、科料又は過料の額については、一ドルを三百六十円の割合で換算した額をもつてその額とする。

② 前項の規定によりなおその効力を有することとされる刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「沖縄の刑法」という。）（第二十

六条各号、第二十六条の二第一号及び第三号並びに第二十九条第一項第一号から第三号までの規定に定める刑には、復帰後の行為について科せられた刑を含むものとする。

③ 第一項に定める刑罰に関する規定のうち次の各号に掲げる罰則は、復帰後の行為について、なおその効力を有する。この場合において、本邦の刑法（明治四十年法律第四十五号）第七条の規定は適用せず、公務員及び公務所の意義については復帰の際沖縄に適用されていた刑罰に関する規定に定めるところによるものとし、かつ、第三号及び第五号の罪は本邦の刑法第二条の例に、第四号の罪は本邦の刑法第三条の例に、沖縄の刑法第九十七条ノ三第三項の罪は本邦の刑法第四条の例にそれぞれ従う。

一 沖繩の刑法第三百三条

二 沖繩の刑法第三百三十四條第一項及び同法以外の法令の規定で
秘密漏泄の罪を定めるもの

三 沖繩の刑法第五百五十五條並びに同條及び同法第五百五十六條に
記載した文書又は図画に関する同法第五百五十八條

四 沖繩の刑法第六十條に記載した文書又は図画に関する同法
第六十一条

五 沖繩の刑法第六十五條及び第六十六條並びにこれらの規
定に関する同法第六十八條

六 沖繩の刑法第九十七條ノ三第三項及び同項に規定する賄賂
に関する同法第九十八條第一項並びに同法以外の法令の規定

て事後収賄及びこれに関する贈賄の罪を定めるもの

④ 第一項後段の規定は、前項第一号から第四号まで及び第六号に
掲げる規定に定める罰金の額の換算について準用する。

⑤ 復帰前の本邦と沖繩との間における輸出及び輸入、出入国その
他の行為の処罰については、沖繩の復帰により刑が廃止されたも
のと解してはならない。

(裁判権等の分配)

第二条 最高裁判所は、琉球高等裁判所が裁判権を有していた事項
のうち次に掲げるものについて裁判権を有する。

一 那覇地方裁判所が刑事に関し上訴審としてした判決に対する

上告

二 刑事訴訟法（千九百五十五年立法第八十五号。以下「沖繩の刑事訴訟法」という。）に定める非常上告及び特に定める抗告

② 高等裁判所は、次の事項について裁判権を有する。

一 琉球高等裁判所が刑事（少年の保護事件を含む。第四項、第四條第一項及び第六項並びに第六條において同じ。）に關し裁判権を有していた事項（前項各号に掲げるものを除く。）

二 那覇地方裁判所が刑事に關し上訴審として裁判権を有していた事項（沖繩の刑事訴訟法第四百三十八條第一項に定める裁判の取消し又は変更の請求を除く。）

三 沖繩の刑法第七十七條から第七十九條までの罪に係る訴訟の
第一審

③ 地方裁判所は、沖繩の那覇地方裁判所が刑事に關し裁判権を有していた事項（前項第二号及び第三号に掲げるものを除く。）及び琉球列島米国民政府の裁判所（以下「米政府の裁判所」という。）が刑事に關し裁判権（琉球高等裁判所がした裁判を再審理する裁判権を除く。）を有していた事項について裁判権を有する。

④ 家庭裁判所は、沖繩の那覇家庭裁判所が刑事に關し権限を有していた事項について権限を有する。

⑤ 簡易裁判所は、沖繩の簡易裁判所が刑事に關し裁判権を有していた事項（沖繩の刑法第九十五條の罪、同法第二百四十六條の罪及びその未遂罪並びに同法第二百四十九條の罪及びその未遂罪並びに長期一年以下の懲役若しくは禁錮にあたる罪（選択刑として罰金

が定められているものを除く。)に係る訴訟を除く。)について裁判権を有する。

(手続、執行等の承継)

第三条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百一十一号)、少年法(昭和二十三年法律第六十八号)、監獄法(明治四十一年法律第二十八号)、犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四百二十二号)その他本邦の刑事関係法令で政令又は最高裁判所規則で定めるもの(以下「本邦の刑事関係法令」という。)の規定(刑罰に関する規定を除く。以下同じ。)は、復帰前沖縄において生じた事項についても適用する。ただし、復帰の際沖縄に適用されていた刑事関係法令(琉球政府の裁判所の定める規則を含むものとし、以下「沖縄の刑事関係法令」という。)の規定によつて復帰前に生じ

た効力は、なおその効力を有する。

② 前項本文の場合においては、沖縄の刑事関係法令の規定に関する事項で本邦の刑事関係法令にその規定に相当する規定のあるものは、当該本邦の刑事関係法令の規定に関する事項とみなし、同項ただし書の場合においては、沖縄の刑事関係法令の規定によつて生じた効力で本邦の刑事関係法令にその規定に相当する規定のあるものは、当該本邦の刑事関係法令の規定によつて生じた効力とみなす。

③ 前二項の規定の適用については、沖縄の刑事訴訟法第四百十五条に定める上告に関する規定は刑事訴訟法第三編第二章に定める控訴に関する規定に、沖縄の刑事訴訟法第四百十六条に定める上

告に関する規定は刑事訴訟法第四百六条に定める上告に関する規定に、沖縄の刑事訴訟法第三百七十九条第三項、第三百九十五条第二項、第三百九十六条第二項及び第四百十三條第二項に定める即時抗告に関する規定はこれらに対応する刑事訴訟法第三百七十条第三項、第三百八十五条第二項、第三百八十六条第二項及び第四百三条第二項に定める異議の申立てに関する規定にそれぞれ相当するものとし、民政府の裁判所がした刑事に関する判決で当事者が上訴をすることができなくなつたもの（復帰の際当事者が上訴をすることができた事件で次条第七項後段の規定により復帰の際民政府の裁判所に係属しているものとみなされる以外のもの）についての判決を含む。）は本邦の那覇地方裁判所がした刑事に関する

する確定裁判と、復帰の際琉球政府の更生保護委員会に係属している異議の申立ては復帰の日に中央更生保護審査会に対してされた審査請求とそれぞれみなす。

- ④ 沖縄の刑事訴訟法施行前に琉球政府の裁判所に公訴の提起があつた事件については、刑事訴訟法施行法（昭和二十三年法律第二百四十九号）第二条の規定の例による。この場合において、第一項及び第二項の規定を準用する。

第四条 琉球政府の裁判所においてした刑事に関する事件の受理その他の手続は、当該裁判所の所在地を管轄する本邦の裁判所で前二条の規定により当該事件について裁判権その他の権限を有する裁判所（その裁判所が二以上あるときは、復帰の際当該事件が係

属している琉球政府の裁判所と同一の区域を管轄する裁判所）がした事件の受理その他の手続とみなす。

② 復帰の際琉球政府の裁判所に係属している事件について復帰前にした公判手続は、これを更新しなければならない。

③ 復帰前にした裁判その他の処分で前条第二項の規定により本邦の刑事関係法令の規定に定める裁判その他の処分とみなされるものの上訴、正式裁判の請求その他の不服の申立ての期間は、復帰の際まだその期間が経過していない場合に限り、復帰の日から起算する。

④ 復帰の際公訴の時効が完成していない布告及び布令に定める罪についての時効の期間は、刑法並びに訴訟手続法典（千九百五十

五年米国民政府布令第四百四十四号）第一部第三章第四条又は刑事訴訟法第二百五十条に定めるものうち犯人に有利なものとする。

⑤ 復帰前沖繩の簡易裁判所がした略式命令又は即決裁判が復帰後確定判決と同一の効力を生ずることとなる場合における罰金又は科料の上限の額については、なお復帰前の例による。この場合において、その額の換算については、第一条第一項後段の規定を準用する。

⑥ 復帰前沖繩において生じた事項に係る刑事訴訟費用、刑事補償その他刑事事に関する債権債務で国が給付し、又は国に納付することとなるものの額の算定については、なお復帰前の例による。

⑦ 復帰の際米国民政府の裁判所に係属している刑事に関する事件は、

復帰の日に本邦の那覇地方裁判所に係属するものとし、その復帰後の手続について必要な事項は、最高裁判所規則で定める。この場合において、復帰の際当事者が上訴をすることができた事件について復帰後当事者から三十日以内に本邦の那覇地方裁判所の審理に応ずる旨の書面の提出があつたときは、当該事件は、復帰の際民政府の裁判所に係属しているものとみなす。

④ 沖繩の刑事関係法令の規定による服役良好時間又は特殊良好時間
の取得並びに喪失及び取消しについては、なお復帰前の例による。

(恩赦)

第五条 復帰前沖繩に適用されていた刑罰に関する規定に定める罪

を犯した者に対して復帰後行なう恩赦については、本邦の恩赦に関する法令の規定を準用する。

② 復帰前沖繩においてされた減刑は本邦の法令の規定に定める減刑と、復帰前沖繩においてされた赦免は本邦の法令の規定に定める大赦又は特赦とそれぞれ同一の効力を有するものとする。

(政令等への委任)

第六条 前四条に定めるもののほか、本邦の刑事関係法令の規定の適用その他刑事に関し必要な事項は、政令(日本国憲法第七十七条第一項に定める事項については、最高裁判所規則)で定める。

沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律施行令（案）

（復帰前の行為について効力を有しないこととする刑罰に関する規定）

第一条（略）

（復帰前沖繩において生じた事項についても適用する本邦の刑事関

係法令)

第二条 法第三条第一項の政令で定める本邦の刑事関係法令の規定は、次の各号に掲げる法律及びこれらに基づく命令の規定とする。

- 一 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）
- 二 刑事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十一号）
- 三 検察官の取り調べた者等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法（昭和二十四年法律第五十七号）
- 四 司法警察職員等指定応急措置法（昭和二十三年法律第二百三十四号）
- 五 刑事訴訟法第九十四条に基く懲戒処分に関する法律（昭和二十九年法律第六十四号）
- 六 刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第三百三十八号）
- 七 交通事件即決裁判手続法（昭和二十九年法律第一百十三号）
- 八 少年法（昭和二十三年法律第六十八号）
- 九 刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）
- 十 監獄法（明治四十一年法律第二十八号）
- 十一 犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第四百十二号）
- 十二 執行猶予者保護観察法（昭和二十九年法律第五十八号）
- 十三 更生緊急保護法（昭和二十五年法律第二百三十三号）
- 十四 少年院法（昭和二十三年法律第六十九号）
- 十五 検察審査会法（昭和二十三年法律第四百十七号）

十六 法廷等の秩序維持に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十六号）

十七 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）（第四条及び第

二十六条第二項の規定に限る。）

十八 刑事訴訟法施行法（昭和二十三年法律第二百四十九号）（

第十条及び第十一条の規定に限る。）

（本邦の刑事関係法令の規定の適用に関する読み替え等）

第三条 法第三条第一項の規定により本邦の刑事関係法令の規定を適用する場合においては、次の各号に掲げるところによるものとする。

一 刑事訴訟法の規定及び少年法第三十七条第二項中「刑法」とあるのは「沖縄の刑法」と読み替えるほか、少年法第三十七条

第一項に掲げる罪は少年法（千九百五十七年立法第七十八号。以下「沖縄の少年法」という。）第四十一条第一項に掲げる罪と、交通事件即決裁判手続法第二条に掲げる事件は交通事件即決裁判手続法（千九百五十六年立法第六十二号）第二条に掲げる事件とする。

二 犯罪者予防更生法及び執行猶予者保護観察法の規定中「刑法」とあるのは「沖縄の刑法」と、犯罪者予防更生法第三条第二号中「地方更生保護委員会」とあるのは「琉球政府の更生保護委員会」と、同法第二十八条中「少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第五十八条」とあるのは「沖縄の少年法第六十二条」と、同法第三十三条第二項中「少年法第五十九条第一項、第二

項」とあるのは「沖繩の少年法第六十三条第一項、第二項」と、同法第四十八条第一項中「少年法第五十二条第一項及び第二項」及び「同法第五十九条第二項」とあるのは「沖繩の少年法第五十六条第一項及び第二項」及び「同法第六十三条第二項」と、同法第四十八条第二項中「少年法第五十二条第一項及び第二項」とあるのは「沖繩の少年法第五十六条第一項及び第二項」と、同法第四十九条及び執行猶予者保護観察法第十二条第一項中「地方委員会」とあるのは「琉球政府の更生保護委員会」とそれぞれ読み替える。

(復帰前沖繩において生じた債権債務等の切替え)

第四条 復帰前の刑事に関する確定裁判に係る罰金、科料、追徴、

刑事訴訟費用、刑事補償その他復帰前沖繩において生じた刑事に関する債権債務で国が給付し、又は国に納付することとなるものの額は、復帰の日において法第〇条の規定により大蔵大臣が別に定める比率と同じ比率で本邦の通貨による額に切り替えられるものとする。

② 前項の規定は、復帰前の刑事に関する裁判が復帰後確定裁判の効力を生ずることとなる場合における当該罰金、科料、追徴、刑事訴訟費用、刑事補償その他復帰前沖繩において生じた事項について復帰後国が給付し、又は国に納付することとなる債権債務の額及び復帰前の保釈許可決定に係る保証金が復帰後納付されることとなる場合におけるその額の換算について準用する

(檢察審査員の選定等)

第五条 (略)

(少年院法の特例)

第六条 沖縄において、当分の間、特に必要があるときは、少年を収容する監獄の特に区別した場所を区分して、少年鑑別所に充てることができる。

(省令への委任)

第七条 この政令の実施に関し必要な事項は、法務省令で定める。

を認めないこととする。これは労働者側の強

要望もある。

2. 布令125号(出入国管理)第40条のうち

強制送還刑に属する部分

本邦においては強制送還刑存るものも存

在し得る。適用し得る。という理由による。

3. 布令144号(刑法)の次の規定

(1) 1.3.5.1条~1.3.5.5条

これらはすべて裁判所が刑を課す

作りに被告を特定地域内に居住せしめ

強制送還し、又は罰金に代りて入獄

強土法②国等

外務省

3

命い得る。と規定する。とある。か。と判

わ。国では認めらる。と。

(ロ) 2.2.1条から2.2.4条(安全及び罪

う。米軍の所持武器をばいする者、ゴト殺害、致死、米軍要員を殺害

「... 裁判所の命する他の刑に代りて」

という規定は罪刑法定主義に反する。

(イ) 2.2.9条(米軍部、民部、環境部、

叛乱の煽動、そのための準備、集会の組織、指揮)

煽動罪については構成要件の定義(2.1.

15条)が「ある」とある。と。(占領政策的色彩の強さという点で実際の理

(=) 2.2.14条(公然騒動、暴行行為)

「暴行行為の導くと思料する行為」

という構成要件の問題がある

GA-6

外務省

4

(木) 2.2.18条 (米政府、民政府の対等と
 破壊的、煽動的印刷物等の発行配付)

「誹謗的又は煽動的印刷物」とい
 構成要件の問題がある。

(ハ) 2.2.32条 (非政党組織の政治活動に
 米口、民政府を侮辱する演説、印刷物等)

登録した「否」という理由で、その政党の
 政治活動を処罰する規定は認め得ない。米国又
 は民政府を「侮辱する... 演説... 印刷物」
 といふのは構成要件にあるからである。

(ト) 2.2.36条 (上記(木)及び(ハ)の印刷物の輸入)

2.2.18, 2.2.32に禁止した
 印刷物等の輸入がある。上記(木)、(ハ)より

当然。

4. 布令42号 (劣等補償) 第6.6条(5) 及
 第7.5条 (行政官の職権に依る行為に對する
 民政府裁判所の処罰、使用者の補償金につき行政官の裁判
 につきも民政府裁判所に對して「法廷
 侮辱」の場合と同様の方法に對し同様の範
 疇に、一定の行為を処罰する権利を認
 めるものがある。構成要件があるからである。い
 ても刑罰の課税は明らかである。

告載物を認めることにより行政官の課税する罰金の民政府裁判所に對して